

## 長崎県児童救済基金のしおり

長崎県児童救済基金は、昭和32年7月の諫早大水害の義援金の一部1千万円をもって、風水害、火災などの災害に被災した児童の救済を目的に発足しました。

昭和57年7月の長崎大水害並びに雲仙・普賢岳噴火災害の義援金からの配分や、一般の方からの寄付などを受け、救済金の給付事業を行っています。

災害で保護者を亡くした児童に対しては、小学校から大学までの学資金、住家が全壊(全焼)した児童に対しては、一時金として被服文具費などを給付しています。

なお、これらの救済金は、返還の必要はありません。

公益財団法人 長崎県児童救済基金

事務局

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

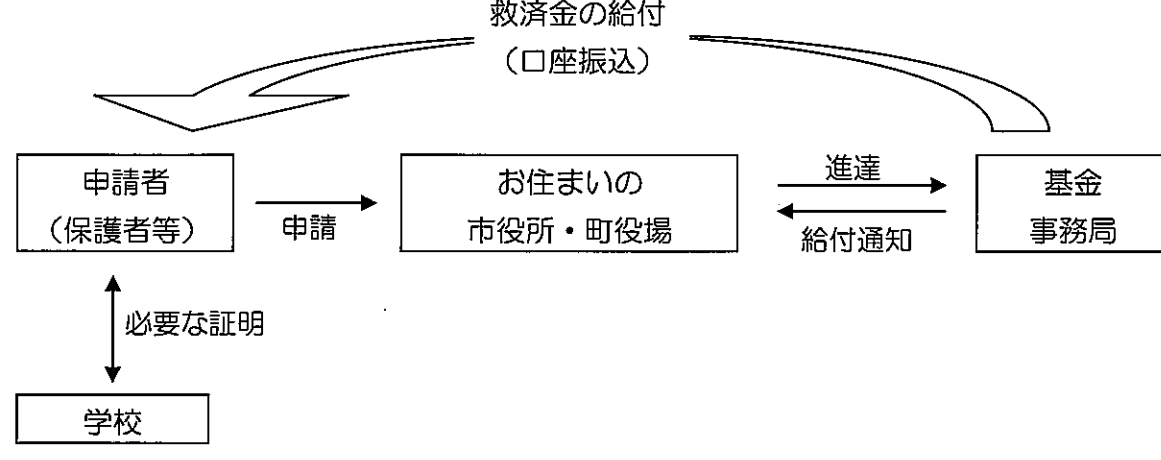
長崎県こども未来課内

電話 095-824-1111 (代)

095-895-2681 (直)

<http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/kosodate-shien-shoshikataisaku/kosodateshien/kyusaikikin/>

### 1. 申請から給付までの流れ



### 2. 申請について

- ・被災時に児童の保護者が長崎県内に居住していた場合に限り、申請できます。
- ・申請は、世帯単位で行ってください。
- ・異なる救済金（学資金と修学旅行資金など）についても、同時に申請できます。
- ・修学旅行資金と就職支度金については、被災の翌年度であっても申請できます。

### 3. 添付書類について

- ・被災証明は、原則として消防署の証明としますが、これに基づく市町長の確認証明でも可能です。
- ・小・中学生については、在学証明書の添付は必要ありません。
- ・修学旅行証明や就職証明については、学校長名で証明を出してください。
- ・その他、申請する救済金の種類に応じて必要な証明書類を添付の上、救済金交付申請書（様式第1号）をご提出ください。

(別表)

### ○救済金の種類と額

種類	対象児童	給付内容	給付額				
			未就学児	小学生	中学生	高校生	大学生等
学資金	被災により主たる生計者である保護者が死亡した児童 被災により主たる生計者でない保護者が死亡した児童	被災児童が、小学校から大学等（短大、専門学校専門課程を含む）を卒業するまで、その在学期間中（大学等については6年間を限度とし、留年期間を除く）の学資金を給付します。	-	年 66,000円	年 66,000円	年 264,000円	年 371,000円
被服文具費	被災により居住の本拠である住家を全壊全焼により失った児童	住家が全壊・全焼したとき、その被災時に給付します。未就学児は、3～6歳の幼稚園・保育所等に通う児童に限ります。	-	年 33,000円	年 33,000円	年 132,000円	年 186,000円
修学旅行資金	被災により保護者が死亡した児童	小学校、中学校及び高等学校に在学中の修学旅行費用を給付します。	35,000円	50,000円	50,000円	50,000円	-
	被災により居住の本拠である住家を全壊全焼により失った児童	被災した翌年度までの修学旅行費用を給付します。	-	上限40,000円	上限70,000円	上限110,000円	-
就職支度金	被災により保護者が死亡した児童	中学校及び高等学校を卒業して就職するとき支度金を給付します。	-	-	50,000円	50,000円	-
	被災により居住の本拠である住家を全壊全焼により失った児童	被災した翌年度までに中学校及び高等学校を卒業して就職するとき支度金を給付します。	-	-	50,000円	50,000円	-
特別救済金	理事会が、特に必要と認める場合に、特に定める額。						

※保護者とは…児童の親権を行う方、後見人その他の方であって児童を現に養育している方をいいます。  
被災時に長崎県内に居住していることが要件です。